

令和7年第7回定例会

議案説明資料

提出課：健康推進課

議案番号	105	令和7年度大山町一般会計補正予算(第5号)				
(提案理由 及び 議案概要)						(単位:千円)
款	20 衛生費	項	5 保健衛生費	目	2 予防費	
事業番号	153	事業名	予防接種事業			
事業の目的	対象 (誰、何に対してか)	予防接種法に定められた定期予防接種の対象者 (高齢者のインフルエンザ・新型コロナウイルス、肺炎球菌、带状疱疹)	総合計画における位置づけ			
			15 普段から健康な暮らしを意識しよう			
	意図・成果 (対象をどのような状態にしたいのか)	予防接種を実施することで、疾病の発生・蔓延を 予防し、町民の健康保持に寄与する。	「大山町魅力向上の5本柱」 における位置づけ			
			保健医療福祉の充実			
			根拠法令・要綱等			
予防接種法						
補正前	今回補正額	今回補正額の財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
51,894	△ 2,913		15			△ 2,928
補正理由・事業概要			今回補正額の経費内訳			
<p>・新型コロナワクチン接種による健康被害を受けた方の障害年金申請が見込まれている。そのため、大山町予防接種等健康被害調査委員会要綱による調査委員会を設置し審議する必要があるため、委員(医師)の報償費を計上する。 委員謝礼 10,300円×2人×1回</p> <p>・新型コロナワクチン定期接種に対する国助成が今年度は廃止となったため、委託料額(町負担額)を変更する。</p> <p>【変更前】費用額15,300円(自己負担2,000円、町負担5,000円、国助成8,300円) 【変更後】費用額15,300円(課税世帯:自己負担4,500円、町負担10,800円、非課税世帯:自己負担1,600円、町負担13,700円) ※課税世帯7割 非課税世帯3割、接種率3割で計算 課税 10,800円×6,000人×0.7×0.3=13,608千円 非課税 13,700円×6,000人×0.3×0.3=7,398千円 生保 15,300円×50人=765千円 支出見込合計 21,771千円 支出見込額21,771千円-予算現額 24,705千円 =△2,934千円</p>			<p>報償費 謝礼金 21千円</p> <p>委託料 新型コロナウイルス感染症予防接種 △ 2,934千円</p>			
(財源内訳の詳細 単位:千円)						
款-項-目-節-細節	説明名称	補正前の額	補正額	補助(充当)率	交付税措置率	
60-10-20-05-02	鳥取県予防接種事故対策費補助金	0	15	3/4		
85-25-5-20-20	新型コロナワクチン接種費助成金	15,355	-15,355			

令和7年第7回定例会

議案説明資料

提出課：健康推進課

議案番号	105	令和7年度大山町一般会計補正予算(第5号)				
(提案理由 及び 議案概要)						(単位:千円)
款	20 衛生費	項	5 保健衛生費	目	2 予防費	
事業番号	155	事業名	健康づくり推進事業			
事業の目的	対象 (誰、何に対してか)	20歳以上の町民	総合計画における位置づけ			
			15 普段から健康な暮らしを意識しよう			
	意図・成果 (対象をどのような状態にしたいのか)	健康増進法に基づき各種健康診査・がん検診並びに生活習慣及び栄養改善指導を実施する。	「大山町魅力向上の5本柱」における位置づけ			
			保健医療福祉の充実			
			根拠法令・要綱等			
健康増進法 高齢者医療確保法						
補正前	今回補正額	今回補正額の財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
42,722	38					38
補正理由・事業概要				今回補正額の経費内訳		
<p>自死対策基本法一部改正により、同法第13条において、都道府県及び市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して地域自殺対策計画を定めるものとされた。このことを受け、平成31年3月に『大山町自死対策計画』を策定し取り組んできたが、令和7年度に取り組みを見直し計画を改定する必要がある。</p> <p>そのため、策定委員会(健康づくり推進協議会)を開催するもの。</p> <p>会長 5,000円×1人= 5,000円 委員 4,700円×7人=32,900円 合計 37,900円</p>				<p>報酬 非常勤特別職報酬 38千円</p>		
(財源内訳の詳細 単位:千円)						
款-項-目-節-細節	説明名称	補正前の額	補正額	補助(充当)率	交付税措置率	

令和7年第7回定例会

議案説明資料

提出課：健康推進課

議案番号	105	令和7年度大山町一般会計補正予算(第5号)				
(提案理由 及び 議案概要)						(単位:千円)
款	20 衛生費	項	5 保健衛生費	目	4 診療所費	
事業番号	164	事業名	診療所費(一般)			
事業の目的	対象 (誰、何に対してか)	診療所	総合計画における位置づけ			
			15 普段から健康な暮らしを意識しよう			
	意図・成果 (対象をどのような状態にしたいのか)	国民健康保険診療所は、診療報酬で大半は賄うが、その他、国民健康保険特別会計からの繰入れや一般会計からの繰入れにより会計を維持する。	「大山町魅力向上の5本柱」における位置づけ			
			保健医療福祉の充実			
			根拠法令・要綱等			
大山町国民健康保険直営診療所条例						
補正前	今回補正額	今回補正額の財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
76,705	169					169
補正理由・事業概要			今回補正額の経費内訳			
国民健康保険診療所特別会計操出金(財源補填分)			操出金			
<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医機能強化事業分 50,000円 ・大山診療所超音波洗浄器更新分 119,000円 合計 169,000円 			国民健康保険診療所特別会計操出金(財源補填分) 169千円			
(財源内訳の詳細 単位:千円)						
款-項-目-節-細節	説明名称	補正前の額	補正額	補助(充当)率	交付税措置率	